

船舶事故等調査報告書

平成21年8月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第169号	
事故等種類	座洲	
発生日時	平成21年2月28日 12時20分ごろ	
発生場所	広島県尾道糸崎港	
事故等調査の経過	平成21年5月28日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第二十一 <sup>はやぶさ</sup> 隼丸、102.71トン 135545、株式会社サンビーム B バージ S-1302、長さ54m、幅13m、高さ4m なし、三協産業株式会社	
乗組員等に関する情報	A 船長、四級海技士（航海） B なし	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B なし	
事故等の経過	A船は、船長ほか4人が乗り組み、尾道糸崎港内において、B船のえい航作業中、平成21年2月28日12時20分ごろ、A船が浅所に座洲した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風速 約1～2m/s	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、B船のえい航作業中、水路の調査を適切に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、尾道糸崎港において、A船がB船のえい航作業中、水路の調査を適切に行わなかったため、A船が浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	